

決定時期	目 標	根 拠	決定時期の現状
昭和52年 6月	・政府全体として10%程度への引き上げをめ ざす	婦人問題企画 推進本部決定	2.8%
昭和58年 1月	・昭和60年度末までに原則各審議会に新たに 1名登用する等により、今後も政府全体として 10%となるよう努力	婦人問題企画 推進本部幹事 会申合せ	4.8%
昭和62年 5月	・西暦2000年における割合について政府全 体として15%を目指す(基本的施策) ・(65年末までに)10%の実現を目指す(具 体的施策)	「西暦200 0年に向け ての新国内 行動計画」 婦人問題 企画推進 本部決定	6.3% (平成5年 3月末10.4 %を達成)
平成3年 5月	・西暦1995年までに少なくとも30%にま で増やすというナイロビ将来戦略をも踏まえて 2000年における割合の飛躍的な上昇を目指 す(基本施策) ・およそ5年間(平成7年度末)に総体として 15%とすることを目標(具体的施策)	「西暦200 0年に向け ての新国内 行動計画(第1 次改定)」 婦人問 題企画推 進本部決 定	9.0% (平成8年 3月末15.5 %を達成)
平成8年 5月	・国際的な目標である30%をおよそ10年程 度の間に達成するよう引き続き努力。当面、平 成12年(西暦2000年)度末までのできる だけ早い時期に20%を達成するよう鋭意努め る	男女共同参画 推進本部決定	15.5% (平成12年 3月末20.4 %を達成)
平成12年 8月	・平成17年(西暦2005年)度末までので きるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で 示された国際的目標である「30%」を達成す る	男女共同参画 推進本部決定	20.4%